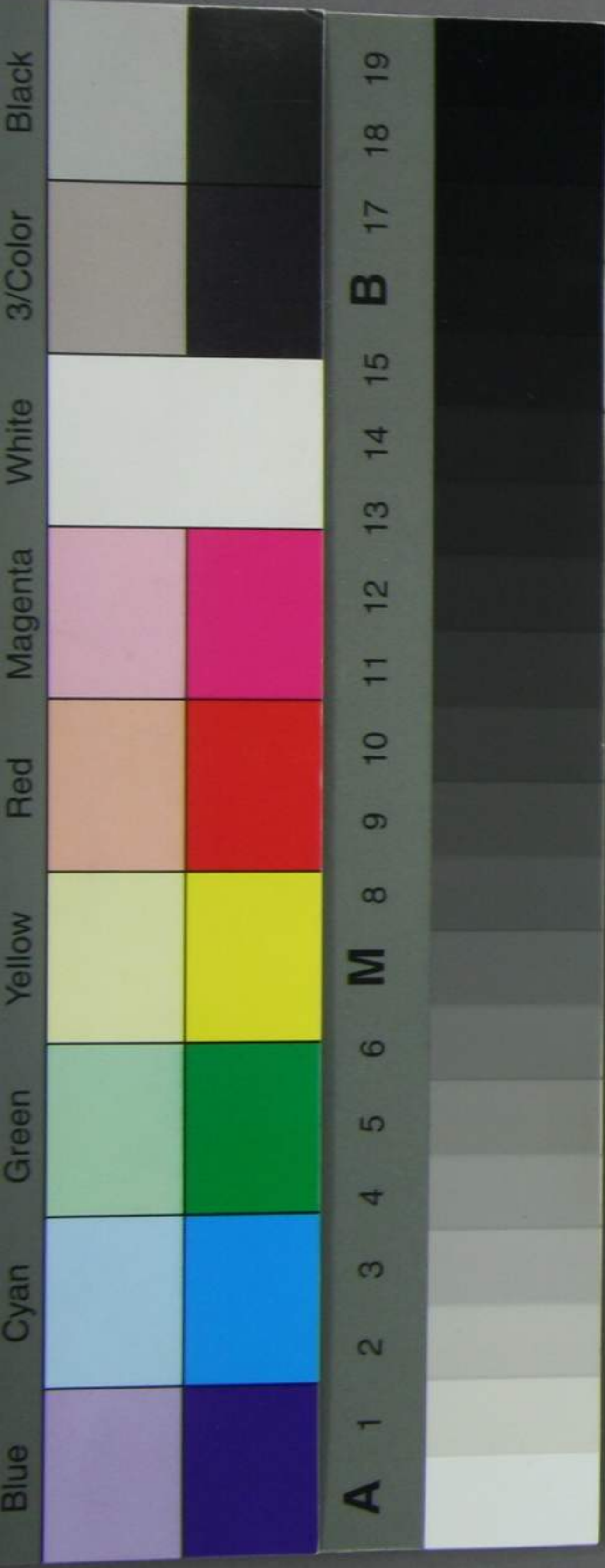


114
A5043
3

古来の自治村を破ると云ふ事は、ヨイ事かわ
 る事かと云ふに、わるい事なり、然れども
 國家必用ありて止むなく破る事あり、其必用
 の程度により可否一ツをならす、万止を得され
 は之を破らざるを得ず、然る時は事實之を許
 す、憲法之を許し、法律之を破るに至るべし、
 然れども時に許さざるあり、何かと言は、
 國家外國と戦争あり、其村の壯丁皆出兵し、
 老幼其家を守り居るの場合に、
 ひ憲法は之を許すといへども、
 其戦争中は其軍
 備に必用の外は、
 破る事甚だ穩かならば、
 出未
 得べくんば戦争終了、
 壯丁凱旋の日を待ちて、

人民の財産を失ふ
 其家を
 破るに
 土地を収用する



静に其村を破り、其人民を穩當に扱ふて毫厘
損害なからしめざる可らず、イカなれば土地収用法を以て此人せうに
民は是れ國家の犠牲となりたる人民なればな
り、特に待遇を厚く扱ふべきあり、等しく之
れ戦争に出て、犠牲を甘んずるものと異ふる處な
ければなり、此の如きものなれば戦争中に自
治村を破るは、戦争必用。外、何等の必用あ
りとも甚だ不可なるは人道の上に於て明かな
り、
中用もよく名もよく憲法法律の許さるる

然るに栃木縣吾中村の自治團體は戦争中に
破壊せられ、人民は四方に流離せしめられた
り、況んや之を破るに法律もなく憲法もなく、

法律に規定なき溜水池設置の名目下小之を破
りたり。且つ此溜水池は頗る有害のものたり、
其か行為の事實に於て暴悪たり、憲法の破壊た
り。

其破壊の手段に至りては更に悪意を以て同
村の人民を苦めたるものなり、請ふ左小果上
丰三を陳べん。

日露戦争宣戦の詔勅は三十七年二月十二日
を以て發せらる、栃木縣官吏は人吏に命し、
同年五月より元吾中村北方の堤防を削り崩し、
或は護岸石垣を崩すこと合計一千二百余間に
涉りたり、而して其北面に接する沼湖が洪水

至るに及んで浪高く荒立つを幸ひ、其崩した
る赤裸体の堤防を其波浪に打たせ、以て其堤
防が沼比波浪にて崩れし如く偽りて上官を欺
き、又た社會を欺かんとしたり、彼等が特に
洪水期節、即ち同年七月十三日、堤を削り
護岸を取崩したる如きを以て、知法程度を堤を削り
余は請願書谷中民及参考書等により、其大要を盡せり。

海老瀬村人民泣願書

見る方